

これまでの経緯と今後の進め方について

厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課

化学物質安全対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会開催状況について

- 平成9年頃より居住環境に起因する健康影響の問題（いわゆるシックハウス問題）が生じ、その原因として化学物質による室内空気の汚染が指摘されたことを受け、ホルムアルデヒドの「室内濃度指針値」を設定した。
- その後、平成12年に「**シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会**」を設置し、12物質について「室内濃度指針値」を設定し、測定方法の策定などを行ってきた。

会議	開催日
第1回	平成12年4月5日
第2回	平成12年4月27日
第3回	平成12年6月26日
第1～3回中間報告書 平成12年6月29日公表	
第4回	平成12年9月25日
第5回	平成12年12月15日
第4～5回中間報告書 平成12年12月22日公表	
第6回	平成13年4月10日
第7回	平成13年7月5日
第6～7回中間報告書 平成13年7月24日公表	
第8回	平成13年10月11日
第9回	平成14年1月22日
第8～9回中間報告書 平成14年2月8日公表	
第10回	平成16年3月23日

会議	開催日
第11回	平成24年9月28日
第12回	平成25年2月18日
第13回	平成25年3月6日
第14回	平成25年5月9日
第15回	平成25年5月28日
第16回	平成25年6月27日
第17回	平成25年8月1日
第18回	平成26年3月17日
第19回	平成28年3月4日
第20回	平成28年10月26日
第21回	平成29年4月19日
第22回	平成30年8月31日
第23回	平成30年12月27日
第23回までの中間報告書 平成31年1月17日公表	

室内濃度指針値について

- 室内濃度指針値とは、室内空気中の化学物質について、現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、**ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値**を算出したもの。
- TVOCの暫定目標値は、毒性学的知見にはよらず、国内家屋の実態調査の結果から、合理的に達成可能な限り低い範囲で決定した値であり、個別物質の指針値とは独立に、室内空気質の状態の目安として利用されるもの。

対象物質	指針値	設定日（改定日）	主な排出源
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	H9.6.13	合板、接着剤
アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	H14.1.22	合板、接着剤
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	H12.6.26	接着剤、塗料
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	H12.6.2（H31.1.17）	接着剤、塗料
エチルベンゼン	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	H12.12.15	断熱材、塗料、床材
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	H12.12.15	断熱材、塗料、床材
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	H12.6.26	防虫剤
テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	H13.7.5	接着剤、塗料
クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （小児は0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	H12.12.15	シロアリ駆除剤
フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	H14.1.22	シロアリ駆除剤
ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	H13.7.5	シロアリ駆除剤
フタル酸ジ-n-ブチル	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	H12.12.（H31.1.17）	軟質塩ビ樹脂、塗料
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	H13.7.5（H31.1.17）	軟質塩ビ樹脂、塗料
対象物質	暫定目標値	設定日	主な排出源
TVOC（総揮発性有機化合物）	400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	H12.12.15	内装材、家具、家庭用品

指針値の設定・見直しの経緯、現状

- 第21回検討会では以下の7物質について、指針値の設定・見直しが了承された。その後、パブリックコメントを実施したところ、4物質の指針値の設定・見直しに対して、反対する意見が多数寄せられた。
- これらの意見を踏まえて、第23回までの中間報告書（平成31年1月17日公表）では、指針値の見直しを妨げる意見がなかった3物質の指針値の見直しのみを実施し、**その他4物質は引き続き検討**するとされた。

物質名	指針値案	指針値 (第23回まで)	「第23回までのまとめ」での結論	寄せられた意見の概要
2-エチル-1-ヘキサノール (2E1H)	130 µg/m ³	—	「ヒトへの安全性に係る情報」、 「安全性の高い代替物の情報」等を 集積し、国際動向も踏まえながら、 指針値を設ける必要性を再検討	1. 規制する明確な科学的根拠が乏しい 2. 現実的に室内空气中濃度を管理できない 3. 代替物質がない 4. 海外の規制基準から乖離している
2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタ ンジオールモノイソブチレー ト(TMPD-MIB)	240 µg/m ³	—	「ヒトへの安全性に係る情報」、 「安全性の高い代替物の情報」等を 集積し、国際動向も踏まえながら、 指針値を設ける必要性を再検討	1. 規制する明確な科学的根拠が乏しい 2. 現実的に室内空气中濃度を管理できない 3. 代替物質がない 4. 海外の規制基準から乖離している
2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタ ンジオールジイソブチレート (TMPD-DIB)	100 µg/m ³	—	「ヒトへの安全性に係る情報」、 「安全性の高い代替物の情報」等を 集積し、国際動向も踏まえながら、 指針値を設ける必要性を再検討	1. 規制する明確な科学的根拠が乏しい 2. 現実的に室内空气中濃度を管理できない 3. 代替物質がない 4. 海外の規制基準から乖離している
エチルベンゼン	58 µg/m ³	3,800 µg/m ³	海外ではNOAELとして評価している 値を日本ではLOAELとして評価して いることに対し、海外のリスク評価と の整合性を踏まえて指針値を再検討	2. 現実的に室内空气中濃度を管理できない 4. 海外の規制基準から乖離している
キシレン	200 µg/m ³	870 µg/m ³	改正案を指針値として設定	特に指針値改正を妨げる意見はなかった
フタル酸ジ-n-ブチル	17 µg/m ³	220 µg/m ³	改正案を指針値として設定	特に指針値改正を妨げる意見はなかった
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 µg/m ³	120 µg/m ³	改正案を指針値として設定	特に指針値改正を妨げる意見はなかった

今後の進め方（案）

今後の検討会の運営について

- 引き続き検討することとされた4物質について議論を進める。
- それら4物質の議論が一段落したあとは定期的（原則として1年に1回程度）に本検討会を開催し、国内外の情報を報告するとともに、議論を行う。
 - ・ シックハウス症候群と疑われる健康被害の発生（相談）件数
 - ・ 海外での規制状況の報告
 - ・ 国内の室内空気中で検出された化学物質の種類及び濃度

今後のスケジュール

令和5年9月4日	第24回検討会	・ 海外動向の紹介 ・ 指針値の考え方や検討の進め方に関する議論
令和6年1月頃	第25回検討会	・ 国内の室内空気に関して、調査結果の報告 ①指針値が設定されている13物質 ②継続して検討する4物質（1物質は①と重複する） ・ 当該調査結果を踏まえて、新規の指針値を検討している3物質の初期リスク評価（海外指針値との比較まで）
令和6年2月頃	第26回検討会	・ 新規の指針値を検討している3物質の初期リスク評価 ・ エチルベンゼンの詳細リスク評価の報告
令和6年8月頃	第27回検討会	・ 第26回検討会の結果を踏まえた議論 ・ 測定方法の改訂 等

※議論の状況等に応じて、検討内容、開催時期等は適宜変更する。